



平成 28 年 10 月 6 日

各位

会社名：株式会社省電舎  
代表者名：代表取締役社長 鶴澤利雄  
(コード番号：1711 東証二部)  
問い合わせ先：取締役管理部長 福本裕士  
(Tel:03-6821-0004)

第三者割当により発行される第6回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 10 月 6 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される新株式 及び第 6 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

<新株予約権に係る募集の概要>

(1) 割当日	平成 28 年 10 月 24 日
(2) 新株予約権の総数	6000 個
(3) 発行価額	840,000 円 (1 個当たり発行価格 140 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	600,000 株 (本新株予約権 1 個について 100 株)
(5) 資金調達額	298,440,000 円 (差引手取概算額 290,440,000 円) (内訳) 新株予約権発行額 840,000 円 新株予約権行使額 297,600,000 円
(6) 行使価額	1 株当たり 496 円
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による 割当予定先 中村健治氏 2,000 個 (200,000 株) 西島修氏 4,000 個 (400,000 株)
(8) その他	①本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 180%を超え



	<p>た場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個当たり140円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p> <p>②当社は、平成29年10月24日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり140円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知または公告を行うことができない。</p> <p>③上記の各号においては、第三者割り当てによる新株式発行に関する金融商品取引法に基づく効力の発生を条件とする。</p>
--	---

## 2 募集の目的及び理由

### (1) 当該資金調達の目的及び理由

当社及び当社グループは、創業以来、お客さま施設のエネルギー使用状況の調査、省エネルギー設備導入の提案及び施工、省エネルギー設備導入効果の検証・削減保証を行う省エネルギー事業を推進して参りました。

しかしながら、平成23年3月の東日本大震災後に端を発した電力供給の逼迫及び電力価



格の高騰により、我が国における電力に対する認識が大きく変化いたしました。電力に対する意識変化や再生可能エネルギーの活用が活発になる中、平成24年7月に開始された固定価格買取制度により、再生可能エネルギー市場は、太陽光発電設備の急増等、急激に拡大することとなりました。

このような、事業環境の大きな変化の中、当社は、太陽光関連事業を中心とした、再生エネルギー事業への戦略転換を進め、前々期の営業赤字から、前期、黒字転換することに成功いたしました。

しかしながら、太陽光発電を中心とする、再生可能エネルギー事業の事業環境は、電力の買取価格の下落、建設資材・人件費の高騰、競合の激化などによる変化が激しく、従来のビジネスモデルには、収益性の限界が近いと思われます。そこで、今後の当社成長性をより確実なものにするには、太陽光発電事業関連における新たな付加価値の創造（太陽光追尾式発電システムを利用した、寒冷地向け設備の建設など）、バイオマスや風力発電など太陽光以外の原材料を利用した「再生可能エネルギー事業」を展開する必要があります。

また、省エネルギー事業においては、平成25年6月の日本再興戦略にける「2020年までの新築住宅・建築物に対する省エネルギー基準の義務化」、平成27年7月の資源エネルギー庁による長期エネルギー見通しにおける「2030年度における2013年度比電力需要の17%減」という目標策定により、その需要は再び拡大傾向にあると思われます。

そうした中、省エネルギー関連商材分野では、常に技術革新が進んでおり、ビル・工場といった施設のみならず、スマートハウス等、個人住宅向けの省エネルギー商材においても、IoTなどの先端的な技術を活用した商材が、投入されております。

当社グループにおいても、この成長期待が高い市場で収益を得るには、今後はこのような、次世代技術を活用した事業環境に対応した「省エネルギー商材」の開発、事業構築を行う必要があります。取付が容易な次世代LEDや、効果持続性が高い特殊塗料、スマートハウス向け商材の取り扱いなど、当社グループで開発・検討しているこれらの事業を早急に収益化することが、当社の課題となっております。

当社グループにおいて、これらの「再生可能エネルギー事業」と「省エネルギー事業」の2つの柱を、日々変化する市場に対応、充実させ、強固な事業構成を構築することは、企業グループとしての成長性を確保し、企業価値を向上させることにつながります。

そこで、今回の資金調達には、この2つの事業分野への積極的な展開と、提携パートナーとのより強固な関係構築を目的としております。

#### <再生可能エネルギー事業>

当社は、平成27年3月期より、再生可能エネルギー事業を柱とした事業構築を進めてまいりましたが、その中心的事業として、太陽光発電事業を展開し、平成27年6月25日に、同事業における設備施工ノウハウを有しておりました、株式会社NEOと事業提携をいたしました。



株式会社NEOとの共同事業としては、太陽光発電設備施工案件について当社グループ顧客より発注頂いた案件の一部の工事を同社に発注する形で共同推進しております。その際に当社グループで仕入れた方が安価に入手できる部材については、当社グループから部材を支給する等の方法で効率的な利益確保に努めております。現在、太陽光発電設備の施工案件については、買取価格、施工の難易等を精査することにより、利益確保を重視した案件を受注しておりますが、今後は、太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー設備（バイオガス、風力等）の開発、提案に注力して参ります。

来期以降、太陽光発電事業以外の再生可能エネルギー事業を収益化することは、当社の大きな目標となっておりますが、その最有力の事業が、バイオマス燃料供給事業であります。中期的には、PKS（パームヤシ殻）や木質ペレットといったバイオマス燃料を活用した、発電設備の開発・建設技術の内製化により、建設受託、権利売買、売電へと、事業形態の展開を検討してまいります。現在は、PKS（パームヤシ殻）をインドネシア、マレーシアより輸入し、日本国内のバイオマス発電事業者へ販売する事業の構築を推進しております。現状、インドネシア供給業者数社との契約内諾、後述する株式会社タカフジとの業務提携、マレーシアSAID社との販売代理店契約により供給体制は確立しており、国内バイオマス発電事業者への営業活動に注力しております。

バイオマス発電事業には、バイオマス原材料の確保が必要となります。この分野におきましては、株式会社タカフジとの関係（平成28年6月17日開示「株式会社タカフジとの業務提携のお知らせ」ご参照）を強化し、木質ペレット、PKS（パームヤシ殻）をはじめとしたバイオマス燃料の確保をするとともに、インドネシア供給業者からの当社独自の供給ルートを構築し、供給事業の早期事業開始を進めております。また、PKSの安定供給のため、インドネシアのみならずマレーシアからのPKS確保を目的にマレーシアのSAID社との販売代理店契約を締結（平成28年8月29日開示「マレーシアSAID社とのPKS輸入に関する販売代理店契約締結のお知らせ」ご参照）しております。バイオマス燃料供給事業は、平成28年度末からの日本国内におけるバイオマス発電所の竣工ラッシュ（出典：株式会社森のエネルギー研究所「全国バイオマス発電所一覧地図」）に向けて事業化を進めており、当第3四半期末から第4四半期には、当社グループの売上に貢献するものと見込んでおります。

また、本日の取締役会で、簡易株式交換による株式会社エール及び、株式会社エールケンフォーの連結子会社化（本日開示の「簡易株式交換による、株式会社エールの完全子会社化及び、株式会社エールケンフォーの連結子会社化のお知らせ」を参照してください。）を決議しており、同社の持つ寒冷地型太陽光発電パネルを活用した発電設備の市場投入を含め、太陽光発電事業の質の向上と規模拡大を実現いたします。



### <省エネルギー事業>

当社は、平成 27 年 2 月 4 日に、省エネルギー事業からの撤退を発表し、再生可能エネルギー事業への経営資源の集中を図ってまいりました。

しかしながら、すでに受注済のクライアントに対しては、継続的なメンテナンスをしております。省エネルギー事業に対する事業環境については継続的に情報が入っております。また、再生可能エネルギー事業の推進の中で、省エネルギー事業に関する相談を受けることが、近時、多くなっております。そのような中で、省エネルギー事業に対する安定的な需要が復活しつつあるという感触を得てまいりました。

平成 28 年 3 月期は、再生可能エネルギー事業に注力したことにより、当事業に携わる人員数を絞り込み、販管費の圧縮に努めました。しかしながら、クライアントの要望により、収益率の高い新規案件の受注が発生し、省エネルギー事業セグメントでは、売上高の増加と販売管理費の減少が同時に実現した結果、同セグメントの売上高 421 百万円（前期 275 百万円）、セグメント利益 13 百万円（前期△85 百万円）となっております。当社としては、このような事実からも、省エネルギー商材、ソリューションへの需要の高まりと利益率の確保について、十分に可能となる事業環境の変化が期待できると判断しました。

また、連結子会社化を予定しております、株式会社エールケンフォーにおいても省エネルギー事業における開発・販売をしております。同社では、自社開発の次世代 LED において、電気工事が不要な商品を開発しており、特許を取得しております。工事代金がかからず、取り換えが容易なため、その普及が期待されます。また、塗料の分野においても、強度強化効果・断熱・耐熱効果に長期的な効果がある商材（海外企業の開発）の販売を計画しており、その潜在的な需要は大きいと思われまます。これら同社に対してのヒアリング・監査などからも、省エネルギー事業を、当社グループのもう一つの柱として事業構築をすべきと判断いたしました。

株式会社エールケンフォーの代表者である中村健治氏は、当社取締役（平成 28 年 6 月の定時株主総会における議案で承認）であり、当社の創業者でもあります。平成 28 年 3 月末時点での当社持株数は、304,500 株であり、総議決権数に対する所有議決権数の割合は、16.53%です。中村氏は、平成 26 年 1 月 10 日、自身がかねてから決めていたように 65 歳という年齢に達していることを理由に、当社取締役を辞任しております。平成 25 年 11 月 14 日の開示でありますように、その後の経営を、当時の代表者である中村俊氏（中村健治氏とは血縁関係などはありません）に任せ、再生エネルギー事業を主軸に置くことで合意を致してございました。また、辞任後は名誉会長という職にはありましたが、実質的に、当社の経営には関与せず、旧来のクライアントとのコミュニケーションを維持することで、間接的に当社事業の補佐をしておりました。

このような経営の方向性を受け、当社は再生エネルギー事業へと邁進し、翌平成 27 年 2 月 4 日に、省エネルギー事業からの撤退を発表しております。当該決定は、中村健治氏退任の後、当時の取締役会で決定したことでありますが、中村健治氏は、当社の再生エネルギー事業中



心の経営方針には賛同するものの、省エネルギー事業からの撤退については、型枠等費用負担を共同で行っていた企業などとの関係性を慮り、株主としての立場からこの決定に不満を表明しておりました。しかしながら、当社は取締役会の決議通り、同事業からの撤退を進めました。

中村氏は、その後、協業企業との話し合いにより、当社が撤退したのちの一部事業を、中村氏個人の会社である株式会社エールケンフォーで進めておりました。

その後、当社は前期、再生可能エネルギー事業と省エネルギー事業双方のセグメント利益が黒字となりましたが、今後想定される、太陽光発電事業の成長鈍化、省エネルギー事業の需要増に対応するには、スピード感のある経営判断と、グループとしての堅固な管理体制が必要となります。

このような企業体制を早急に構築するため、中村氏の創業者としての判断力、管理体制構築の経験が、当社には必要であることで当社内では意見が一致し、中村氏に取締役への就任を要請致しました。

当社としては、省エネルギー事業の事業環境が整備されてきたこと、当社およびエールケンフォー社の省エネルギー事業が、現状でグループとして事業を再構築するための基本的な能力を保持していること、省エネルギー分野で、実績のある中村氏（昭和59年から省エネルギー事業を独自に立ち上げ、ESCO事業の初期からこの分野に参入、その後省エネルギー商材で特許製品などを多数開発）が当社取締役として就任したことなどから、撤退方針を変更して、再度、省エネルギー事業を事業構成の一つの柱にしていきたいと考えております。

なお、本日開示しております簡易株式交換でご案内の通り、今回の株式交換では、株式会社エールケンフォー株式（議決権）の51%を当社グループ内で保有いたします。当社グループでは、今回の第三者割当増資の実行と当該簡易株式交換により、新たな当社事業体制並びに財務体質の強化を図ります。さらにその後、連結業績の向上により、当社キャッシュフローが安定し、かつ、エールケンフォー社のグループ内の業績寄与が期待されると判断される場合、当社がエールケンフォー社を完全子会社化する方針であることを、中村氏と口頭により、合意しております。

このような経緯から、省エネルギー事業に関しては、従来の事業に付加し、株式会社エールケンフォーが展開する、LED、特殊塗料などを含む、省エネルギー事業を、より組織的に展開し、グループの片方の柱とすべく、その商品開発及び販売網の確立のため、資金を投入する予定です。なお、株式会社エール及び株式会社エールケンフォー子会社化後の事業区分につきましては、本日開示しております、「株式会社エールの完全子会社化及び、株式会社エールケンフォーの連結子会社化について」をご参照ください。

## （2）本新株予約権の発行の方法を選択した理由について

今回の資金調達における手法としては、銀行等の金融機関からの借入による負債性の資金

からエクイティ性の資金まで、幅広く検討いたしました。

代表的な方法として、銀行等の金融機関からの借入れや社債・転換社債の発行については、前期黒字を計上し、自己資本比率が31.6%まで回復したとはいえ、いまだ前期末における営業キャッシュフローは△230百万円であり、財務基盤は脆弱といえ、負債性資産の増加による自己資本比率の低下は避けるべきとの結論に至りました。また、当社は本年11月まで、時価総額基準による上場維持の猶予期間にあり、早期に10億円超の時価総額を安定的に実現する観点からもエクイティ性の資金が望ましいと判断いたしました。

また、エクイティ性資金の調達を検討する場合、公募増資という方法は調達金額に比べてコストが高く、また、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増減するMSCBでは、希薄化の程度が確定できないことから、既存株主の利益に想定以上の影響が出る可能性が否定できません。一方で、資金調達額が増減するMSワラント等については、調達金額の変動により、事業計画の実施に影響が出やすくなる恐れがあります。また、中長期の事業方針に同意頂ける投資主体であれば、行使価格の変動に需要はなく、逆にMSワラントを引受ける需要がある投資主体は、短期的な売却意向が強い投資主体と思われます。しかしながら、当社が10億円超の時価総額を確実に実現するには、行使後の株式が短期売却されやすいMSワラントを発行することにより、株式の需給関係に過度の供給圧力を与える手法は、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

また、MSワラントの場合は株価下落時にも権利行使が進む可能性がある、というメリットがありますが、その場合は、調達金額の総額が減少する、株価にさらに下落圧力が生じる可能性がある、などのデメリットもあります。

そのうえで、今回の資金調達においては、①パートナー企業との関係強化による業績の向上が急務であること（引受先の属性選定の理由）、②再生エネルギー事業は、その特性として中期的な投資資金を必要とすること（直接金融による調達の理由）、③バイオマス関連事業の立ち上げには十分な調査を必要とすること、省エネルギー事業における商材開発には一定の時間がかかること（新株予約権による調達の理由）などの理由で、事業パートナーを引受先とする、第三者割当増資による資金調達を優先して検討いたしました。しかしながら、検討いただいた事業会社3社について、いずれも出資そのものには積極的ではなかったものの、最終的な条件が合わず、見送りとなりました。

そこで、今回は、直近で必要となっていた資金使途については一旦手元資金の使途見直し、借入などで補い、今後1か月～3か月程度で必要になる可能性が高い資金使途について、調達することといたしました。この場合、事業進捗の状況によって資金需要が変化する可能性に鑑み、不要な希薄化を避けるため、当社取締役を引受先とする新株予約権による調達のみを実施することと致しました。

本新株予約権の発行による資金調達は、下記（3）に示す特徴をそれぞれ有し、公募増資等のエクイティ・ファイナンス手法と比較しても、当社にとって現時点における最良の選択肢であり、中長期的には既存株主の利益にもかなうと判断いたしました。また、本新株



予約権は、株価下落時には行使されないこともありますが、そのような場合には、資金調達手法として、銀行借り入れなど、間接金融を活用する、という手法を検討したいと考えます。

### (3) 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

① 本新株予約権は、発行当初から行使価額を 496 円で固定されており、行使価額下方修正条項付きのいわゆる MS C B や MS ワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価格が下方へ変動することはありません。従いまして、本新株予約権が行使された場合は、株価の変動によっても、発行決議時点における時価近辺で設定する資金調達予定額を下回ることはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数については、600,000 株で、変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 本新株予約権には、上記「新株予約権に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、180% コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。この結果、本新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。また、平成 29 年 10 月 24 日以降は、取得日の 2 週間前までに通知をすることにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。かかる取得条項により、当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、また、本新株予約権の行使を促進させるとともに、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を一定程度確保することができます。

各割当先においても、資金需要が後退した場合には、行使を見送る方針と聞いており、取得条項が該当する状況においてもそのような状態であったときには、当社としては、資金需要の状況を検討し、当該予約権部分については、取得を検討することができます。

③ 本新株予約権には、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要することとなっております。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおり



です。

#### <メリット>

① 本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は496円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から600,000株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

② 全割当予定先は当社の経営を理解いただいております、市場で短期的大量に売却する考えはない旨、口頭で説明を頂いております。

また、新株予約権の行使につきましても、引受先は、当社取締役であり、事業の進捗を正確に把握できる立場にあり、当社業績の計画的な進捗に責任を負っておりますので、他の経営陣と検討しながら、資金需要の時期を十分に理解し、事業の進捗に合わせた適時・迅速な行使をする方針と聞いております。

③ 一方、当該本新株予約権の行使は、②に記載のように事業の進捗に合わせ、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できます。

④ 上記の本新株予約権の主な特徴に記載のとおり、取得条項が付されており、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。また、180%コールオプション条項により、本新株予約権の行使を促進させるなど、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を一定程度確保することができます。

#### <デメリット>

① 本新株予約権の行使が進んだ場合、最大で600,000株の希薄化が生じる② 本新株予約権の行使請求期間である平成28年10月24日から平成30年10月23日までの2年間の期間内に、株式市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならなくなること、また、本新株予約権の行使に応じて資金調達が進むため、当初に満額の資金調達とはならないこと③ なんらかの事情により、短期的に予約権の行使と売却が進んだ場合には、株式市場に下落圧力がかかること。ただし、当該増資に伴って当社の収益性の改善及び財務基盤が強化され、企業価値の向上が図られることにより、中長期的な観点から見れば、株主の皆様の利益が高まるものと認識しております。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
298,440,000	8,000,000	290,440,000

(注)

1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(840,000円)と本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額(297,600,000円)の合計(298,440,000円)であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の内訳は、引受先属性調査費用1,900千円、価値算定費用2,500千円、登記関連費用2,000千円弁護士費用1,000千円、その他費用600千円です。
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少致します。

#### (2) 【資金の使途】

本新株予約権の発行により調達した資金の具体的な使途は以下のとおりであります。資金調達額の総額は本新株予約権の行使状況により変動いたしますが、以下においては、本新株予約権の全てが行使され、払込金額の総額が2億9千8百44万円、発行諸費用の概算額が8百万円、差引手取概算額が2億90百44万円となった場合における手取金の使途について記載しております。

また、本新株予約権の行使が行われなかったことにより、本新株予約権による資金調達金額が上記記載の払込金額の総額よりも減少した場合においても、原則的には、下記計画自体を変更するのではなく、金融機関からの追加の借入又は別の資金調達などにより対応した上で、下記計画を遂行する意向であります。

#### 調達する資金の具体的な使途

使途	金額	支出予定時期
① 再生可能エネルギー関連運転資金(バイオマス燃料供給事業)	100,000,000円	平成28年10月31日～11月30日
② 再生可能エネルギー関連運転資金(発電設備施工部材)	70,440,000円	平成28年10月31日～12月31日
③ 再生可能エネルギー関連設備資金(妙高)	100,000,000円	平成28年10月31日～12月31日
④ その他再生可能エネルギー	10,000,000円	



設備仕入		平成 28 年 10 月 31 日～12 月 31 日
⑤ 省エネルギー事業運転資金	10,000,000 円	平成 28 年 11 月 30 日～平成 29 年 3 月 31 日

① 再生エネルギー事業運転資金（バイオマス燃料供給事業）

現在、当社で取り組んでいます、バイオマス燃料の供給事業は、高効率なバイオマス燃料の安定した供給先の確保と、国際的な連携を事業の基盤といたします。

その事業基盤確立を急ぐため、当社は、先行してインドネシアにおけるバイオマス燃料事業に進出をした、株式会社タカフジとの提携（平成 28 年 6 月 17 日開示）を発表いたしました。

株式会社タカフジとの提携等によって、現在、事業化を進めております、インドネシアで調達するバイオマス燃料（PKS※）については日本国内のバイオマス発電所建設が進む中で高いニーズが見込まれています。当社では、この PKS を現地にて調達し、流通ルートに乗せ、主に日本の発電所に対して供給する事業を立ち上げます。

これらの事業推進には、PKS 等バイオマス燃料の仕入れ、中期的な人員の投入と海外での継続的な事業活動、その加工を行うビジネスラインとの連携構築などが必要となります。すでに、株式会社タカフジと当社は、現地での PKS 調達交渉に入っております。

当社の PKS 調達ルートとしては、インドネシアからの PKS 調達ルートとして当社独自に開発したルート、株式会社タカフジが開発したルート、当社と株式会社タカフジの両社で確立したルートに加え、マレーシアからの PKS 調達ルートとして、前述いたしましたマレーシア S A I D 社からの調達ルートと複数の調達ルートを構築することにより、国内バイオマス発電所に安定した PKS の供給を提供いたします。

当該バイオマス燃料供給事業の本格的立上げのため、バイオマス燃料の初回仕入れ額として、最大 1 万トンを予定しており、当初、100 百万円の資金投入を計画しております。当該バイオマス燃料供給事業の立上げ時期として、平成 28 年 6 月 17 日に開示致しました「株式会社タカフジとの業務提携のお知らせ」では平成 28 年 8 月以降と記載しておりますが、日本国内でのバイオマス発電所の竣工、立上げ時期が遅れている発電所もあり、現状、当社の事業開始時期も平成 28 年 12 月から平成 29 年 1 月ごろを予定しております。なお、PKS の現地での集積、日本への輸送期間等を考慮し、初回仕入代金の支出時期は平成 28 年 10 月または 11 月頃になる見込みです。新株予約権の行使が、当該時期までに実現しなかった場合には、借入等により初回仕入を行い、新株予約権が行使された際には、当該借入の返済に充当させていただきます。

② 再生エネルギー関連運転資金（発電設備施工部材）



現在、太陽光発電関連事業は、電力の固定買取価格の下落（平成 24 年度には 10kw 以上で 1kw 当たり 40 円だった買取価格が 2016 年度には 24 円とされている）に端を発し、これまでのような高成長は望めない事業となっていますが、案件によっては、電力買取価格が 28 円以上の時期に承認されたものの、資金不足などの理由により未だ完成していない、高い収益機会（電力買取価格が 28 円以上の未完成案件）も存在しています。残存する高収益案件の開発販売事業に、51,780 千円を投入する予定です。現在、上記高い収益が期待される太陽光案件が複数あり、その中でも当期の売上に貢献すると想定される 3 件の成約に向け、案件推進しております。本 3 案件の推進に関し、契約時に契約時金を受取り、当社の部材発注、施工業者への前渡金等に充当する予定ではありますが、契約条件によってはお客様からの契約時金入金前に発注手配、発注時金の支払が発生する可能性があります。そういった場合にも納期を重視して先行支払いを可能とするための資金充当となります。お客様からの契約時金入金前に発注、支払が発生する可能性のある部材として、太陽光パネル、パソコン等納期までに期間がかかる部材がありますが、前述の 3 件合計でパネル代金としては約 350 百万円、パソコン代金として 130 百万円程度の仕入代金が必要となりますので、これら支払の一部として今回調達資金を充当させていただきます。

これらの必要資金の有無や金額については、契約条件等により変わります。ただし、株価の下落等により予約権の行使がなされないような場合には、一時的に借入金などで調達を行い、契約時金の入金により当該借入金を返済する予定です。また、株価水準が十分であった場合、予約権の行使は、これら必要資金の有無をできるだけ見極めた上でなされると聞いておりますが、万一行使後に資金が必要ではなくなった場合においては、他の運転資金等への投入を検討し、開示いたします。

### ③ 再生エネルギー関連設備建設資金

本日取締役会で決議し、連結子会社となる株式会社エールケンフォーで取り扱う、寒冷地向け太陽光発電用設備（太陽の動きに合わせてパネルの方向が変わる、自動追尾システムを装填）は、本年 8 月 31 日に新潟県妙高市での商業運用を開始しております。当該商材の開発・運用については、積雪による影響のデータ収集後、他地域での商品投入を展開する予定であります。

同地に建設した太陽光発電設備の設備投資資金として、総額で 437 百万円程度が必要となりました（権利金 48 百万円、部材代金 232 百万円、工事代金 157 百万円）が、すでに株式会社エールケンフォーより 87 百万円が拠出され、りそな銀行から 250 百万円程度の借入が実行されております。当該設備代金の未払い金残額 1 億円を、調達資金より支払うことを計画しておりますが、同資金は、グループ内において当社がエールケンフォー社から借り入れております 150 百万円の一部返済金として支払いをした上でエールケンフォー社からの設備資金として支払われます。当該 150 百万円の借入は、本年 3 月 30 日の開示の通り、エールケンフォー社から一時的に実行してもらったものであり、契約上は平成 29 年 3 月までの借入となっております。しかしながら、今



回の簡易株式交換により、エールケンフォー社がグループ化され、本妙高市案件が当社グループ内にとりこまれる場合、その支払いは契約当事者であるエールケンフォーから支払われるのが妥当である一方、当該資金を当社からエールケンフォー社への貸付とするよりは、前回の借入の返済としたほうがコスト面の理由などから、グループ内のキャッシュマネジメント上妥当であるとの結論に至りました。その結果、平成 29 年 3 月までには、当初予定しておりました、当該借入返済のための資金余力が、当社に残ることになります。

これにより、グループ内で寒冷地向けの太陽光発電設備の施工・運営ノウハウ、データを取得し、今後、未開拓の東北・北陸・北海道地域の市場開拓を行う予定であります。

ただし、株価下落などにより予約権行使ができないような場合には、当社の借入により支払いを行う予定であります。

妙高市太陽光発電建設資金 100 百万円

#### ④ その他再生可能エネルギー事業設備仕入れ

太陽光発電設備に代わる再生可能エネルギー設備として、バイオガス、木材のガス化等の検討する中で、廃棄物量及び処理費用低減のための設備の導入についても推進しております。廃棄物量及び処理費用低減は食品事業者、畜産業者、廃棄物処理事業者において大きな課題であり、当社が提案する有機性廃棄物を急速に発酵・乾燥させ肥料、飼料、バイオマス燃料等の有価物として資源化するシステムにより、燃料化すれば再生可能エネルギーとしての売電も検討可能ですが、各事業者にとっては廃棄物処理費用低減による費用削減のみでも十分にメリット創出可能です。本設備の仕入資金の発注時金として 10 百万円を今回の調達資金より充当することを考えております。

#### ⑤ 省エネルギー事業運転資金

省エネルギー事業については、前期までは、事業の集中と選択の観点から、当該事業からの撤退を決議し、経営資源の投入を控えてきました。しかしながら、資源エネルギー庁が平成 27 年 7 月に策定した「長期エネルギー需給見通し」において 2030 年度は電力需要を 2013 年度比で 17% 減とする省エネルギー目標を掲げており、省エネルギーに対する需要が増大することが予想されるため、今期より方針を変更し、当社グループの柱の一つとして、積極的に展開していきます。また今回連結子会社とする予定の株式会社エールケンフォーの代表であり、当社創業者でもある中村健治氏の取締役就任が当社の省エネルギー事業の推進力強化につながるものと判断しております。

エールケンフォー社においては、従来の太陽光発電関連事業において、業績を上げて参りましたが、省エネルギー事業につきましては、次世代 LED 照明器 APOLLO シリーズなど、少数の有望な



商材の開発に成功したものの、継続的・先進的な新商品の開発と、販売網の構築は、現在の課題となっております。また、当社においても、これまで開拓したクライアントに対して、エールケンフォー社製以外の有望な商材を提案すべく、商品仕入れを行います。

そこで、販売網の構築、人材の拡充、省エネルギー製品の仕入れ等に対して、運転資金として10,000千円の資金を投入し、早急な売上利益の貢献を目指します。

省エネルギー製商品の開発は、エールケンフォー社にて実施し、自社製品のラインナップ拡充を行い、当社にて、販売力の強化を企図します。具体的には、エールケンフォー社での開発人員採用または開発委託費用に3百万円（貸付または借入金の返済）、当社での販売網構築のための人員採用または販売委託のための広告宣伝費用に5百万円、新規開発製品の試用品仕入れに2百万円程度の投入を予定しております。

※PKS (Palm Kernel Shell) とは、パーム果実の種からパーム油を搾油した後の殻であり、木質バイオガス発電所向けの代替燃料となるバイオマス燃料。インドネシア、マレーシアで全世界の排出量の85%を占めており、パーム椰子からパームオイルを絞った後に残る木質系の廃棄物である。もともとパームオイルを抽出した際に排出される殻であるため、含有するカロリーが高く、非常に効率的に燃焼可能なバイオマス燃料であります。

(注1) 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行預金等においてリスクのない適切な資金管理をする予定です。

(注2) 本件資金調達スキームの特性上、当社の手取額は本新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、これにより、当社の事業の投資計画に影響が及ぶ可能性があります。但し、その際には、原則的には、上記計画自体を変更するのではなく、金融機関からの追加の借入又は別の資金調達などにより対応した上で、上記計画を遂行する意向であります。

ただし、あらゆる手段においても資金調達金額に不足が生じた場合は、都度、事業進捗の高い案件、その時における戦略的な重要性の高い案件について適切な選別判断を行い、優先して投資を行う所存です。

### (3) 資金使途の合理性に関する考え方

当社の基本戦略は、「再生エネルギー事業」と「省エネルギー事業」の2本の柱を構築し、拡大する、「創エネ・省エネ」市場に対して、有用な商材を投入していくことにあります。本新株式による調達資金と、本日取締役会で決議しました「簡易株式交換による株式会社エール及び、株式会社エールケンフォーの連結子会社化」によって、両事業の基盤を早急に構築することができるものと思います。



前期、黒字化した事業の流れを引き継ぎ、安定した収益体質を構築するには、事業環境が大きく変わりつつある今の時機を逃すことはできません。

太陽光発電事業の大きな変化に対して、高付加価値案件、商材へのシフトをすることは、当社にとって非常に有効な投資であり、また、2020年までの省エネルギー政策に合わせ、効率的な省エネルギー事業を構築することは、当該事業を成長軌道に乗せるための最善の策と考えます。

このように、企業価値の向上、早期の安定した時価総額の実現のためには、各事業への今回の資金投入は必須であり、引受先との良好な関係構築は、より重要な要素となっております。従いまして、資金使途の合理性については、問題がないものと判断いたしました。

#### 4. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、一般的な価格算定モデルのモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価（533円）、ボラティリティ（46.24%）、配当利回り（0%）、無リスク利子率（-0.278%）、発行会社の行動（基本的に割当先の権利行使を待つものとする。ただし、株価が権利行使価格の180%を20日営業日連続して超過した場合、取得条項を発動し、それから10営業日後に、取得するものとする。1年後以降の取得条項については資金需要の仮定が困難なため、180%コール条件と同じ状況でのみ取得条項を発動するものとする。）及び、割当予定先の行動（株価が権利行使価格よりも高い場合、当社普通株式の1日当たり平均売買出来高の約10%である1,800株ずつ権利行使するこのとき、権利行使時の株価と行使価格の差額を、そのときに生じるキャッシュフローと認識する）に関して一定の前提を置き評価を実施しています。当社は、この評価（本新株予約権1個あたり140円）を妥当として、本新株予約権1個の払込金額を金140円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年10月5日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（533円）の93%に相当する金額としました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査役3名（うち社外監査役2名）が、本新株予約権の発行については、平成28年10月6日開催の監査役会において審議の結果、特に有利発行に該当しないことについて監査役3名全員（うち社外監査役2名）が合意した旨を表明



しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 600,000 株（議決権数 6,000 個）であり、平成 28 年 10 月 6 日現在の当社発行済株式総数 1,842,273 株及び議決権数 18,416 個を分母とする希薄化率は 32.57%（議決権ベースの希薄化率は 32.58%）に相当します。

なお、当社は平成 28 年 10 月 6 日の取締役会において、本新株式及び本新株予約権の募集と並行して、株式会社エールとの間で、簡易株式交換の契約締結を決議いたしました。これに伴い、株式会社エールの株主であり、当社取締役である中村健治氏に対し、当社普通株式 359,900 株を割り当てることを決議しております。

これに伴い、本新株式及び本新株予約権にこの簡易株式交換に伴う新株発行を加えた、合計の新発行株式数は、959,900 株（議決権数 9,599 個）となり、平成 28 年 10 月 6 日現在の発行済み株式数 1,842,273 株（議決権数 18,416 個）に対する合計の希薄化率は、52.10%（議決権ベースでは 52.12%）となります。

そのため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、当社株式に大幅な希薄化が生じることになります。

しかしながら、以下の点により、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

- ① 当社は、現在、東京証券取引所の有価証券上場規定 601 条第 1 項第 4 号に規定される時価総額基準について、上場廃止基準に定める東証 2 部の所要額を満たしておらず、上場猶予期間に入っております。従いまして、上場を維持するには、本年 11 月までに時価総額 10 億円を安定的に維持しなくてはならず、既存株主にとって、希薄化リスクよりも、上場廃止リスクを回避することが、メリットが大きいと思われること。
- ② 当社が関わる創エネ・省エネ事業の成長性は大きく、多様な投資対象が存在するものの、当社の時価総額の 25%程度の資金調達では、その成長性の利益に浴することが難しいと思われること。
- ③ 本新株予約権の行使価格が、当社一株当たり純資産額（158.1 円平成 28 年 3 月期）よりも大きな価格で行われる為、一株当たり純資産の希薄化が起こらず、逆に上昇すること。





- ④ 本新株式予約権の引受先が、短期的な売却利益の獲得が目的ではないため、短期的に市場に大きな売却圧力がかけにくくいこと。
- ⑤ 新株予約権の行使方針が、事業の進捗を見ながら、必要資金を適時・迅速に行うという表明をされており、事業が進まないにも関わらず希薄化だけが進む、という状況になりにくいこと、また、必要時に速やかに行使される、ということ。これらについて、保有者が当社取締役であり、事業進捗が的確に判断できる、ということ。

従いまして、第三者割当による本新株予約権の行使のみによっても、一株当たり純資産は悪化せず、本日開示しております簡易株式交換による業績予想の修正が実現される場合には、一株当たり利益も上昇をする（本新株予約権の行使だけでは、こちらは減少する可能性があります）ものと考えております。また、再生エネルギー事業及び、省エネルギー事業の成長資金の端緒を得たことにより、中期的な利益成長率も、上昇するものと考えます。したがって、本第三者割当による当社株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、今回の新株式及び新株予約権による割当議決権数が総株主の議決権数の 25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

従いまして、独立第三者委員会からの意見書を添付いたします。

## 5. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

#### (i) 中村健治

#### a 割当先の概要

氏名	中村健治
住所	東京都渋谷区恵比寿2-28-11-204
職業の内容	株式会社エールケンフォー代表取締役社長 当社取締役

#### b 上場会社と割当先との関係

出資関係	当社株式 304500 株を保有しており、筆頭株主となります。
------	---------------------------------

人事関係	当社取締役
資金関係	割当先が経営する株式会社エールケンフオー社より、150百万円の借入があります。
技術または取引関係	割当先が経営する株式会社エールケンフオー社との間で、前期、以下の取引があります。 売上：約1百万円 物品販売等 仕入：約6百万円 請負工事

(注)決議日現在の関係を記載しております。

(ii) 西島修

a 割当先の概要

名称	西島修
住所	埼玉県入間市
職業の内容	不動産業経営

b 上場会社と割当先の間関係

出資関係	ありません
人事関係	当社取締役（社外）
資金関係	ありません
技術または取引関係	ありません

中村健治氏は、当社取締役であり、同氏が反社会勢力、あるいは反社会勢力と関係がある人物でないことは、本人から確認書を受領し外部の調査機関である、株式会社セキュリティ&リサーチの調査によっても確認しております。

西島修氏は、当社取締役であり、同氏が反社会勢力、あるいは反社会勢力と関係がある人物でないことは、本人から確認書を受領し、当社としても外部機関（株式会社セキュリティ&リサーチ 東京都港区 代表取締役 羽田寿次）より確認をしております。

なお、当社は、中村氏、西島氏が反社会勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を、東京証券取引所へ提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由



(i) 中村健治

中村氏は、当社取締役であり、10月27日に効力発生予定の簡易株式交換に伴い連結子会社化を予定している、株式会社エールケンフォーの代表取締役であります。

株式会社エールケンフォーでは、当社が、省エネ事業から撤退を決議した後、中村氏が独自に当該事業の再構築を進めておりました。その結果、平成26年8月期決算（エールケンフォー）において、売上高19億円、営業利益2億円を計上し、事業再生の基盤が出来上がりました。

当社が、今後、再生エネルギー事業とともに、省エネ事業を、もう一つの柱として展開するにあたり、株式会社エール（エールケンフォーの親会社）、株式会社エールケンフォーを新規連結することは今後の成長戦略の柱であり、同事業を再建してきた、代表取締役の中村氏は、当社省エネ事業推進のキーパーソンであります。

当社では、中村氏の助言により実施する省エネルギー事業、および一部再生エネルギー事業の展開において、必要となる資金の金額及び、当社の株主構成なども考慮し、引受先について検討いたしました。

その結果、上記事業に関する資金調達のタイミングやリスク、資金回収について最も理解が深いのが中村氏であること、また、中村氏は当社取締役会の意向を重視し、他の株主及び市場に対してその影響を十分に考慮した権利行使・売却を行う方針であるということなどから、中村氏への割り当てが妥当であるという結論に至りました。

中村氏は、権利行使については、事業の進捗に対するスムーズな資金投入ができるタイミングでの行使をしておりますが、事業の資金需要が大幅に減少した場合には、行使を見合わせる方針と聞いております。また、行使後の売却については、今後1年～2年後より、徐々に売却を進める可能性があるとしております。ただし、可能な限り市場に悪影響を与えないような、売却をしていく方針であると聞いております。

なお、中村氏は当社の役員であり、株式の売却については、当社のコンプライアンス部門への事前申請が必要となります。

中村氏は、当社創業者でもあり、平成26年1月10日、従前からの方針により、65歳になったことをもって、事業の一線から退くことを決め、当社取締役を退任いたしました。その後、当社は再生エネルギー事業を中心とする事業構築を進め、創業事業である省エネルギー事業（平成27年3月期においては85百万円の赤字を計上）からは順次撤退をしておりました。

しかしながら、今期、太陽光発電事業の成長性鈍化が見込まれることから、省エネルギー事業を再構築することとなりました。

省エネルギー事業の再構築には、同事業に大きな実績がある中村氏が適任であり、取締役として再度就任し、新株予約権の引受先として最適であると考えております。



## (ii) 西島修

西島氏は、当社社外取締役です。

西島氏は本年 6 月の定時株主総会で取締役に就任しておりますが、主に、社外役員として当社の管理体制、経営体制のチェック、開示体制の再構築について重要な助言を期待しております。

本新株予約権の発行に関し、西島氏に 4,000 個（株式で 40 万株分）を割り当てることとしております。中村氏が全体の株式保有率をこれ以上高めたくないという意向から、当社検討の資金使途に対して、約 186 百万円の不足があり、それを引き受けて頂くことで合意しました。西島氏は、当社の取締役であることから、事業資金の必要性並びに、不要な希薄化の回避について意識を高くもっております。西島氏は、権利行使について、事業の進捗に沿ったタイミングによる権利行使をしていく、という方針ですが、事業の資金需要に大きな減少が出た場合には、行使を見合わせる方針と聞いております。また、行使後の株式については、中期的に保有する方針であると聞いております。

なお、西島氏は当社の役員であり、株式の売却については、当社のコンプライアンス部門への事前申請が必要となります。

当社では、昨年までの間、第三者割当増資の開示後の中止や、ライツ・オファリングによって調達した資金の使途の大きな変更など、経営体制が十分に整備していれば回避できたはずの事由が生じておりました。

一方で、西島氏は、株式会社アパマンショップの常務取締役を経験するなど、上場企業の開示体制にも精通しており、当社としては、今後の管理体制、ガバナンスの向上に対して、多大な役割を期待しております。当社管理体制の再構築を中期的に担っていただくにあたり、本新株予約権の引受先として適切であると判断いたしました。

## (3) 新株予約権行使の方針

本新株予約権について、当社と中村健治氏及び西島修氏との間で、継続保有に関する取り決めはありませんが、取締役会の承認がなければ、第三者に譲渡することはできません。

中村氏の予約権の行使につきましては、資金使途で説明しました事業の進捗を見ながら、短期間に過大な希薄化は起こさないようにするとともに、事業が計画通りにいけば、平成 28 年 10 月末から平成 28 年 12 月末にかけて全額行使をする予定（3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期、を参照）と聞いております。株価が行使価格を下回っている場合には、原則的に行使はされません。

中村氏は当社取締役であることから、当然に、内部者取引などに留意し、売却につきまし



ては、法的な制限を受けております。また、当社株式の 20%超の株式を保有している筆頭株主であること（本新株予約権の行使のみで 20.66%、本日開示の簡易株式交換後には 30.85%）から、主要株主にあたり、大量保有報告者でもあります。売却の際には、当社社内役職員の義務として、コンプライアンス部署に売却申請を事前に提出すると同時に、売却後においては、早急に関連の届け出及び開示を行います。

中村氏は自己の保有株式全体について、徐々に保有比率を下げる意向であることから、本新株予約権の行使によって取得予定の株式について、1年後～2年後以降に売却する可能性があると聞いております。ただし、その場合には、短期的大量の売却はせず、適切な時期をみて、市場に大きな影響を与えないように売却を進める意向としています。また、その他の保有株式につきましては、中期的に保有する方針と聞いております。

西島氏の予約権行使につきましては、資金使途で説明しました事業の進捗を見ながら、短期間に過大な希薄化は起こさないようにするとともに、事業が計画通りにいけば、平成 28 年 10 月末から翌平成 29 年 3 月末にかけて全額行使をする予定（3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期、を参照）と聞いております。株価が行使価格を下回っている場合には、原則的に行使はされません。また、行使後の株式につきましては、中期的に保有する方針と聞いております。

#### （4）払込みに要する資金等の状況

##### ① 中村健治氏

払込資金については、発行時払込金の全額および行使時払込金の一部資金について預金通帳の写しにより確認しており、当該資金は自己資金であるとの報告を受けております。また、行使時払込金の残額については、自己資金で払い込む予定と聞いております。当社としても、中村氏の預金残高と現金の合計が行使時払込金の全額を上回ることを預金通帳の写しと現金で確認しており、財産確認として問題なしと判断しております。

##### ② 西島修

払込資金については、発行時払込金および行使時払込金の一部資金について、残高証明書で確認しており、当該資金は自己資金であるとの報告を受けております。また、行使時払込金の残額については、自己資金で払込を行う予定と聞いております。

当社としても、西島氏が代表を務める会社への貸付契約書並びに、同社の預金残の写しを確認し、当該回収金が、本新株予約権の行使に充当される蓋然性は高いと考え、財産確認として問題なしと判断しております。

#### 6. 大株主及び持株比率

(1)平成 28 年 3 月 31 日現在

氏名または名称	所有株式数 (株)	発行済み株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
中村健治	304,500	16.53
楽天証券株式会社	30,600	1.66
岡本佳治	28,000	1.52
西出佳世子	27,200	1.48
株式会社 SBI 証券	24,500	1.33
久田与次郎	22,000	1.19
UBS AG SINGAPORE (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	20,000	1.09
松井証券株式会社	19,000	1.03
野村証券株式会社 野村ネットアンドコール	15,700	0.85
池松正剛	13,600	0.74
合計	505,100	27.42

(注) 発行済み株式総数に対する所有株式数の割合は、表示単位の端数を四捨五入して表示しております。

(2)簡易株式交換後の持ち株比率

氏名又は名称	割当後の所有株式 数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)
中村健治	664,400	30.18
楽天証券株式会社	30,600	1.39
岡本佳治	28,000	1.27
西出 佳世子	27,200	1.24
株式会社 S B I 証券	24,500	1.11
久田与次郎	22,000	1.00
UBS AG SINGAPORE (常任代理人シティバンク 銀行株式会社)	20,000	0.91
松井証券株式会社	19,000	0.86
野村証券株式会社 野村ネ	15,700	0.71



ットアンドコール		
池松正剛	13,600	0.62
	865,000	39.28

(注)

1. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成28年3月31日現在の総議決権数（18,416個）に簡易株式交換により発行される新株の目的となる株式（359,900株）に係る議決権の個数（3,599個）を加えた議決権数（22,015個）を分母として算出しております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

### (3)簡易株式交換後、新株予約権行使後の持ち株比率

氏名又は名称	割当後の 所有株式数（株）	割当後の総議決権数に 対する所有議決権数の割合（%）
中村健治	864,400	30.85
西島修	400,000	14.28
楽天証券株式会社	30,600	1.09
岡本佳治	28,000	1.00
西出 佳世子	27,200	0.97
株式会社SBI証券	24,500	0.87
久田与次郎	22,000	0.79
UBS AG SINGAPORE （常任代理人シティバンク銀行株式会社）	20,000	0.71
松井証券株式会社	19,000	0.68
野村証券株式会社 野村ネット アンドコール	15,700	0.56
計	1,451,400	51.79

(注)

1. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成28年3月31日現在の総議決権数（18,416個）に、本簡易株式交換に伴う発行新株式数359,900株に係る議決権の数（3,599個）及び本日発行決議しました、新株予約権の目的となる株式（600,000株）に係る議決権の個数（6,000個）を加えた議決権数（28,015個）を分母として算出しております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

### 7. 今後の見通し

本第三者割当による平成29年3月期当社業績に与える影響は、軽微であります。開示の必要が生じた場合には速やかに公表いたします。

## 8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希薄化率が 25%以上であること、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見を入手しております。

本独立第三者意見は、3 名による委員会のかたちをとっております。

本件第三者割当は、希薄化率が 25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条の定めに従い、当社及び割当先から独立した者である、水野靖史氏（弁護士）、桑澤克実氏（公認会計士）及び松井孝夫氏（当社社外監査役）を選定し、当該 3 名を構成員とする第三者委員会に対し、本件第三者割当に関して、その必要性及び相当性についての意見を求めました。当社が第三者委員会から平成 28 年 9 月 27 日付で入手した本件第三者割当に関する意見の概要は、以下のとおりです。

（本独立第三者意見の概要）

### （ア） 結論

本件第三者割当につき、その必要性及び相当性は認められるものと思料する。

### （イ） 検討

#### ① 資金調達の必要性

##### （1） 現状

過去 9 年間のうち 8 年間に於いて当期利益が赤字となり、経営不振が続いたために、財政状態が非常に厳しく、時価総額が上場廃止基準に抵触する状態が継続しているため、大規模事業の推進や新規事業への先行投資も著しく困難な状態にあると考えられる。

##### （2） 新たな事業計画

当社は再生可能エネルギー事業において、将来性が高いと思われるバイオマス事業、その他の事業に約 2 億 80 百万円を投入する計画であり、これらは将来の不確実性はあるものの、経営判断として合理性がある。

以上（1）～（2）により、資金調達の必要性が認められる。

#### ② 資金調達方法の相当性

借入、普通社債の発行は、直近の経営不振により困難な状態であると認められる。また、時価総額の引き上げには寄与しない。次に株主割当増資については、当社は平成 26 年 3 月にライツ・オフリングを実施したが、その際の権利行使は 25.7%にすぎず、今回の場合も、前回以上に資金調達の不確実性を伴うことが予想される。

一方、第三者割当による方法であれば、比較的早期に時価総額 10 億円を達成することで、既存株主の利益にも資する。しかしながら、当社は平成 27 年 4 月に、新株予約権



の発行が中止に追い込まれた経緯があり、その際と同様の繰り返しを単純に行うだけでは不確実性が大きいと言わざるを得ず、本委員会では、資金使途の実在性及び確実性を裏付ける基礎資料を入手し、確認し、本件がより慎重な提案過程を経ているとの心証を得た。

以上により、資金調達方法に相当性が認められる。

### ③ 割当先の選択の相当性

上記の観点から、当社が取締役の創業者中村氏、社外役員西島氏に割り当てることは当社要望を満たすものであった。

- (1) 両名の行使方針が当社の資金需要と株価動向を勘案するものであること
- (2) 両名が事業を適時に把握できる立場にいること
- (3) 本新株予約権に取得条項が設けられていること
- (4) 両名が反社会勢力となんら関係がないことが調査されていること
- (5) 譲渡においては取締役会の承認が必要であり、株式売却にあたっては、市場に過度な影響を与えるような売却は控えること
- (6) 当社からの説明が適切であること。

ただし、リスクとして以下のようなことが存在する。

- (1) 権利行使の不確実性
- (2) 権利行使された株式が売却された場合の市場リスク。ただし、両名は当社取締役であるため、こういった事態を避けるインセンティブは働く。

両名の新株予約権の引受についての法的リスク

- (1) 本件が有利発行にあたる場合には株主総会の特別決議を経なければならないが、本新株予約権の払込価格は公正であると認められるので、有利発行にはならず、株主総会を経なくても会社法に抵触はしない。
- (2) 両名の新株予約権の引受が財産上の利益＝役員報酬にあたる場合は、株主総会の普通決議が必要となるが、払込価格が公正価格と一致しており、かつ公正価格の算定は相当であると認められるので、役員報酬には該当しない。

以上により、割当先の選定に、相当性が認められる。

### ④ 発行条件の相当性

- (1) 払込価格の相当性はプルータス・コンサルティングの報告書にて、特に不合理な点は見受けられず、相当である。
- (2) 行使価格について、時価の93%としたことについては、当社株式が、上場廃止基準の猶予期間にあることを踏まえ、相当であると認められる。

以上、発行条件には相当性が認められる。



⑤ 取締役会決議によることの相当性

今回の割り当てに関しては、以下の理由により、取締役会決議によりこれを行おうとすることはやむ得ないと考えられる。

- (1) 臨時株主総会の開催には資金需要が間に合わないこと
- (2) 中村健司氏が全株の権利を行使しても、50%を超えず、支配株主にならない旨を表明している。
- (3) 当社の株主構成上、1%を超える株主が、創業者一族を除くと7名しかいないこと
- (4) 当社の株主総会出席率は50%前後を推移している。今回、臨時総会を開催したとしても、定足数を満たさない虞があること。

以上により、取締役会決議により決定を行うことに、相当性が認められる。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高	1,809百万円	2,638百万円	2,142百万円
営業利益	14百万円	△324百万円	57百万円
経常利益	17百万円	△357百万円	71百万円
当期純利益	△16百万円	△568百万円	57百万円
1株当たり当期純利益	△11.55円	△318.25円	31.28円
1株当たり配当金	0	0	0
1株当たり純資産	196.57円	126.79円	158.10円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,842,273株	100株
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年3月期 (平成26年9月株式分割 1株を200株)	平成27年3月期 (平成27年6月株式分割 1株を0.947株)	平成28年3月期
始値	127,316	1,641	954
高値	4,301 (1月)	2,660 (6月)	1,321 (4月)
安値	75,010 (6月)	835 (12月)	420 (2月)
終値	1,640	959	542

① 最近6か月間の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	571	462	550	513	522	502
高値	586	567	632	639	556	513
安値	420	462	487	502	437	488
終値	464	542	520	532	502	490

② 発行決議日前営業日における株価

	株価
始値	522
高値	539
安値	518
終値	533

(1) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

割当日	平成26年4月1日
発行新株予約権数	1,465,600個 (1個について1株)
発行価格	無償
発行時における調達予定資金の額 (差し引き手取り概算額)	1,950百万円
割当先	株主割当

募集時における発行済み株式数	1,465,600 株	
当該募集による潜在株式数	1,465,600 株	
現時点における行使状況	376,673 個 (376,673 株)	
現時点における調達した資金の額	514 百万円	
発行時における当初の資金使途	① バイオガス・プラントを貸与して行う IPP 事業* 静岡案件 400,000 千円 平成 26 年 6 月～平成 27 年 4 月 福岡案件 600,000 千円 平成 26 年 12 月～平成 28 年 4 月 ② バイオガス・プラントを自社運営して行う IPP 事業* 静岡案件 450,000 千円 平成 27 年 3 月～平成 29 年 4 月 神奈川案件 500,000 千円 平成 27 年 3 月～平成 28 年 7 月	
現時点における充当状況	平成 26 年 12 月 26 日開示	
	発行諸費用 (コンサルティング費用等)	44 百万円
	発行諸費用 (信託銀行、証券会社に対する手数料支払い)	14 百万円
	案件紹介手数料	13 百万円
	基礎設計費用	54 百万円
	ゲネシス (静岡案件) への貸付	17 百万円
	廃棄物処理コンサルタントへの支払い	7 百万円
	社内人件費・経費	22 百万円
	社外専門家 (弁護士・行政書士) への支払い	5 百万円
	計	176 百万円

	平成 27 年 12 月 28 日開示	
	太陽光発電所土地取得資金	155 百万円
	太陽光発電所権利取得資金	31 百万円
	工事原価（部材・下請け業者） 支払い	152 百万円
	計	338 百万円

## 10. 発行要項

### 発行要領

#### <新株予約権>

#### 株式会社省電舎 第 6 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社省電舎第 6 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 840,000 円
3. 申込期日及び割当日 平成 28 年 10 月 14 日
4. 払込期日 平成 28 年 10 月 14 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、以下のとおり本新株予約権を割り当てる。

中村健治 本新株予約権 2,000 個（その目的となる株式 200,000 株）

西島修 本新株予約権 4,000 個（その目的となる株式 400,000 株）

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 600,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第 (2) 項及び第 (3) 項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式

数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。ただし、本新株予約権の割当日後、第 10 項に従い行使価額の調整を行った場合、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号および第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 6,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 140 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、445 円とする。ただし、但し、行使価額は第 10 項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{割当株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額} - \text{1株当たりの時価} \times \text{既発行株式数} + \text{割当株式数}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ②株式分割により普通株式を発行する場合調整後の行使価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。
  - ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
  - ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の取引所における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるもの

とする。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使 価額の調整を行う。

①株式の合併、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

平成28年10月24日から平成30年10月23日までとする。ただし、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

#### 13. 新株予約権の取得事由

(1) 本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個当たり140円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該



取得日 に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の 取得をする場合には、抽選その他の合理的方法として当社取締役会が決定する方法により行う ものとする。

- (2) 当社は、平成 29 年 10 月 24 日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通 知又は公告を当該取得日の 2 週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約 権 1 個当たり 140 円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得す ることができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選そ の他の合理的方法により 行うものとする。なお、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実 であって同条第 4 項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知ま たは公告を行 うことができない。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
会社計算規則 第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分  
の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満 の端数を生じる場合はその端数を切り上げ  
た額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本 金の額を減じた額を増  
加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、  
必要事項を記載して これに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第  
18 項記載の行使請求受付場所に提出しな ければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第 18 項  
記載の行使請求受付 場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目  
的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項 に定める払込取扱場所の当社が指定す  
る口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求  
受付場所に到着し、 かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金  
銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所 の口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所 株式会社省電舎

19. 払込取扱場所 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 麻布十番支店

20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 をする場合の本新株予約権の取扱い 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社 法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
- ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
  - ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - ④新株予約権を行使することのできる期間 第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 第 16 項に準じて決定する。
  - ⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
  - ⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。
  - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
  - ⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
21. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上